

## 第6章

# 三島市生物多様性地域戦略



- 第1節 生物多様性とは
- 第2節 地域戦略の概要
- 第3節 三島市の生物の現状
- 第4節 生態系区分ごとの現状
- 第5節 生物多様性の保全・利用に向けた取組

# 第1節 | 生物多様性とは

## 1-1 生物多様性の定義

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中でさまざまな環境に適応しながら進化を続けてきました。その中で生まれた多様な生きものには、それぞれに個性があり、全て直接的・間接的につながり、支えあって生きています。この生きものたちの豊かな「個性」と「つながり」を生物多様性といいます。

生物多様性には、様々な生態系が存在すること（生態系の多様性）、種間の差異があること（種の多様性）、種内の差異があること（遺伝子の多様性）の3つの段階があります。



森林、草地、河川など、様々なタイプの生態系があります。



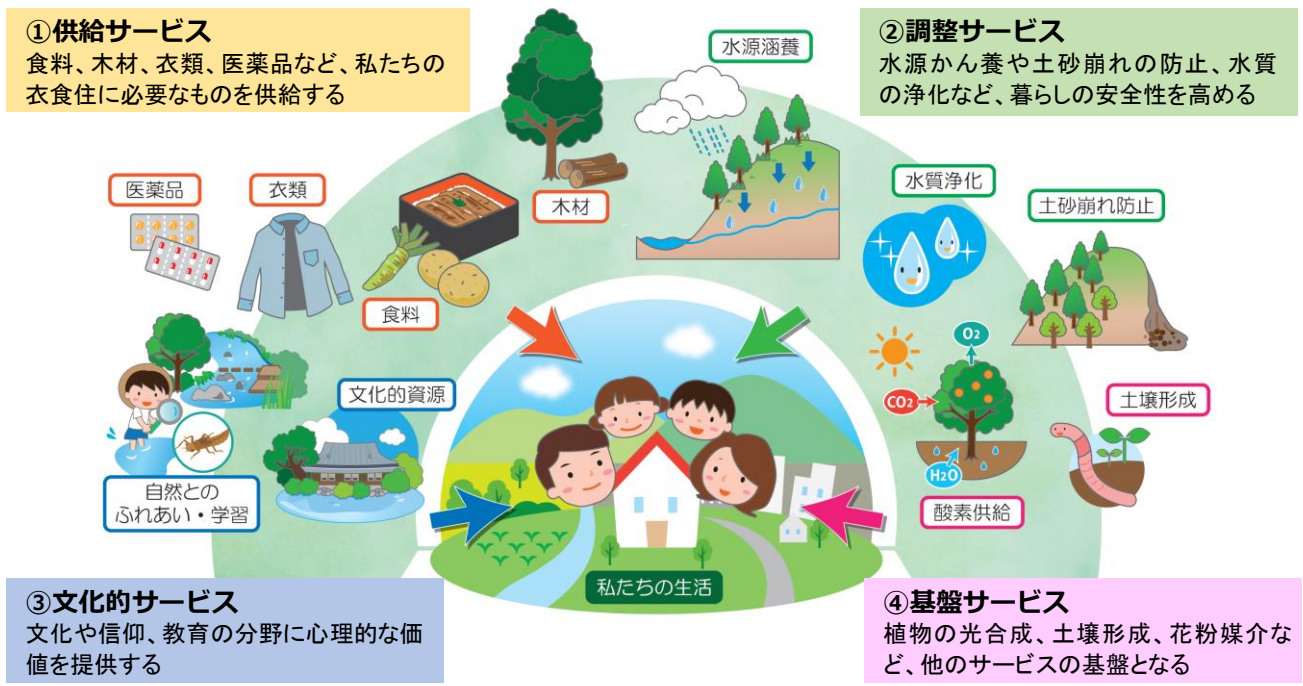
植物、鳥、魚、昆虫など様々な種類の生物がいます。



同じ種でも異なる遺伝子を持ち、形や模様などに個性があります。

## 1-2 生物多様性の恵み（生態系サービス）

私たちの暮らしは、きれいな空気や水、食料や住居・生活の材料など、生態系の働きから受け取る「恵み」によって支えられています。このような恵みは「生態系サービス」といわれ、その働きによって4つに分類されています。

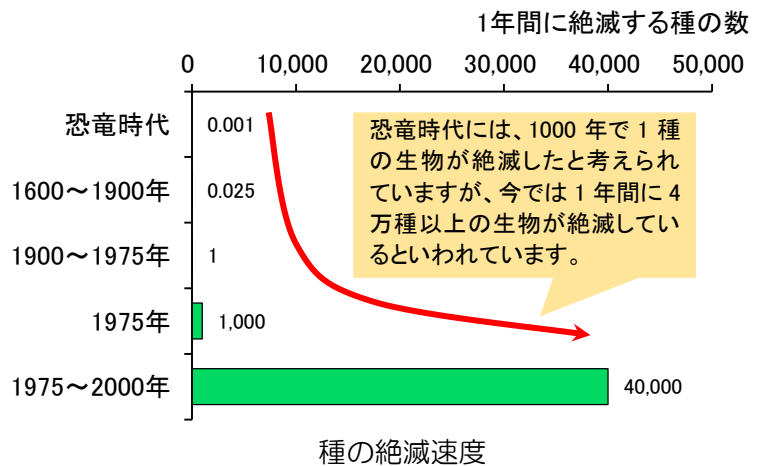


生物多様性の恵み「生態系サービス」

### 1-3 急速に失われつつある生物多様性

これまでの長い地球の歴史の中で、生物の絶滅は自然に起こってきました。しかし、産業革命以降、世界的規模で人間の活動が発展するのに伴って絶滅する種の数が増加し、現在はその絶滅速度がさらに加速しています。

なお、環境省が2020（令和2）年3月に公表した「環境省レッドリスト2020」によると、3,716種の生物が絶滅の危機にあるとされています。

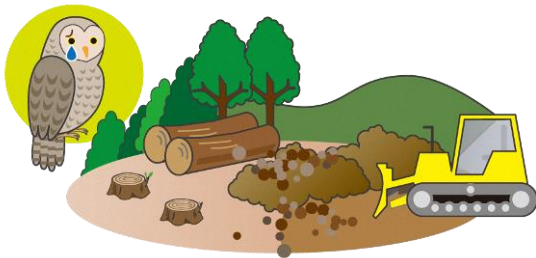


【資料：沈みゆく箱舟（ノーマン・マイヤーズ著、1981（昭和56）年）】

### 1-4 生物多様性に迫る危機

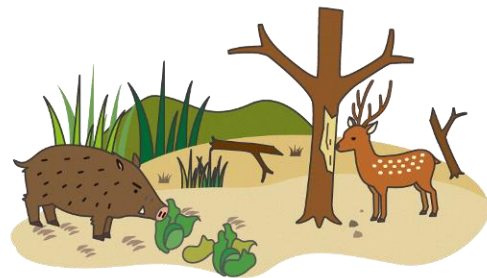
現在、生物多様性には以下の4つの危機が迫っているとされています。

#### 第1の危機 開発など人間活動による危機



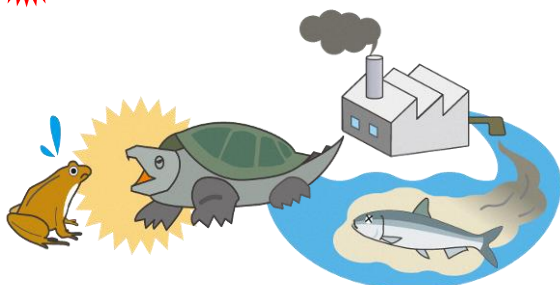
開発（森林伐採、埋め立て）などによる生物の生育・生息地の破壊や乱獲、盗掘、などにより個体数が減少しています。

#### 第2の危機 自然に対する働きかけの縮小による危機



ライフスタイルの変化により、自然に対する人の働きかけが縮小することで、生物が絶滅の危機に瀕したり、森林の持つ水源かん養や土砂流出防止機能が低下したりしています。

#### 第3の危機 人間により持ち込まれたものによる危機



外来種が持ち込まれることで、在来種が食べられたり、すみかが奪われたりし、生態系のバランスが崩れています。また、化学物質が生態系に影響を与えています。

#### 第4の危機 地球環境の変化による危機



地球温暖化などの地球環境の変化によって、多くの生物が絶滅や生態系の崩壊のおそれがあります。

生物多様性に迫る4つの危機



## 第2節 | 地域戦略の概要



### 2-1 生物多様性の保全に関する動向

#### ① 世界と国の動向

急速な生物種の絶滅、生物資源の消失への危機感から、1992（平成4）年6月にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）に合わせ、初めて「生物多様性」という概念を採用した生物多様性条約が採択されました。その後、日本国内では2008（平成20）年6月に「生物多様性基本法」が施行されるとともに、2010（平成22）年には愛知県名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議」（COP10）が開催されました。同会議では、生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられました。

また、東日本大震災などを踏まえ、愛知目標の達成に向けた国のロードマップとして、「生物多様性国家戦略2012-2020」が2012（平成24）年9月に閣議決定されました。

#### ② 静岡県の動向

静岡県は、多彩で豊かな自然環境を後世に継承していくための行動計画として、2018（平成30）年3月に「ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定しました。また、絶滅のおそれのある野生生物についての保護・保全を進めるため、2004（平成16）年3月に公表した静岡県版レッドデータブックを改訂し、「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—〈動物編〉〈植物・菌類編〉」を2019（平成31）年3月、2020（令和2）年3月にそれぞれ発行しました。

なお、絶滅のおそれのある野生生物の保護を目的として「静岡県希少野生動植物保護条例」を2011（平成23）年4月に施行し、これまでに11種を指定希少野生動植物に指定し、保護活動を進めています。

#### ③ 三島市の動向

本市は、「第2次三島市環境基本計画（後期基本計画）」の基本方針Ⅱ「自然共生社会に向けたまちづくり」の中で、生物多様性についての調査・広報、野生生物の保護・管理についての施策を推進してきました。また、2002（平成14）年度からは、「三島市自然環境基礎調査」を定期的実施し、市内の生物の分布について情報を蓄積しています。



三島市自然環境基礎調査  
（源兵衛川・魚類調査）

### 2-2 戦略の基本的事項

#### ① 戦略の位置づけと目的

「三島市生物多様性地域戦略」（以後、本戦略という。）は、「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性地域戦略です。生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域における市民・事業者・市などによる様々な取組を計画的かつ総合的に進めることを目的とします。

#### ② 戦略の期間

本戦略の期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。また、社会情勢や環境の変化などを踏まえ、5年後の2026（令和8）年度に見直しを行います。

## 第3節 | 三島市の生物の現状



### 3-1 三島市で確認されている動植物

2001（平成13）年度から2019（令和元）年度までに実施した「三島市自然環境基礎調査」では、市域で4,310種の動植物が確認されました。

#### ① 植物の概要

これまでに本市で確認された植物は1,724種であり、「静岡県野生生物目録2020」に掲載されている4,070種の約42%にあたります。

箱根西麓に位置する本市では、ハコネウツギ、ハコネダケ、ハコネグミのように「ハコネ」や、ミシマバイカモ、ミシマサイコのように「ミシマ」の名がつけられた種が確認されています。また、「フォッサマグナ地域」にも位置していることから、同地域を特徴づけるサンショウバラ、ハコネコメツツジなども生育しています。



絶滅危惧Ⅱ類  
ハコネグミ

#### ② 動物の概要

これまでに本市で確認された動物は2,586種（哺乳類28種、鳥類146種、爬虫類16種、両生類13種、魚類45種、昆虫類2,167種、底生動物171種）であり、「静岡県野生生物目録2020」に掲載されている9,856種の約26%にあたります。

また、ハコネサンショウウオ、ハコネマルツノゼミのように「ハコネ」の名がつけられた種が多く確認されています。



絶滅危惧Ⅱ類  
ハコネサンショウウオ

### 3-2 重要種

#### ① 絶滅のおそれのある生物

絶滅のおそれのある生物として、「静岡県版レッドデータブック（レッドリスト）」に掲載されている198種が本市で確認されています。

植物ではミシマバイカモ、クマガイソウ、キンランなど107種が確認されており、このうち、絶滅の危険性の高い種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）は61種です。

動物ではコシアカツバメやアマゴなど91種が確認されており、このうち、絶滅の危険性の高い種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）は34種です。



絶滅危惧Ⅱ類  
クマガイソウ



絶滅危惧Ⅱ類  
コシアカツバメ



絶滅危惧Ⅱ類  
アマゴ

カテゴリー区分と確認種数

カテゴリー区分	基本概念	本市での確認種数		
		植物	動物	合計
絶滅 (EX)	本県で既に絶滅したと考えられる種	0	2	2
野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種	0	0	0
絶滅危惧 I 類	絶滅の危機に瀕している種			
I A 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	4	4	8
I B 類 (EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	14	11	25
絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種	43	19	62
準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種	17	35	52
情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種	4	5	9
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの	0	0	0
要注目種 (N)	本県独自のカテゴリー			
現状不明 (N-I)	現状が不明な種	6	1	7
分布上注目種 (N-II)	絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種	1	6	7
部会注目種 (N-III)	その他各部会で注目すべきと判断した種	18	8	26
合計		107	91	198

注 1) カテゴリー区分は、静岡県版レッドリストの区分に従った。

注 2) 魚類は静岡県レッドリスト淡水魚類別表の東部地域（富士川本支川（沼川を除く）より東、旧大仁町及び狩野川放水路より北、熱海市より西の地域）のカテゴリー区分に従った。「/★」は天然分布区域への移入ありのもの。

【資料：静岡県レッドリスト 2020】

② 特定植物群落・天然記念物

環境省や静岡県で選定されている「特定植物群落」としては、「市立公園・楽寿園の森」と「三嶋大社社叢」の 2 件があります。また、国指定天然記念物及び名勝 1 件、国指定天然記念物 1 件、県指定天然記念物 1 件、市指定天然記念物 9 件があります。



市立公園・楽寿園の森

特定植物群落・天然記念物

特定植物群落	市立公園・楽寿園の森、三嶋大社社叢
国指定	天然記念物及び名勝 楽寿園
	天然記念物 三嶋大社のキンモクセイ
県指定	天然記念物 御獄神社の親子モッコク
市指定	天然記念物 神明宮神社社叢、願成寺のクスノキ、耳石神社のイタジイ、中のカシワ、愛染院跡の溶岩塚、三嶋大社社叢、矢立の杉、鏡池横臥溶岩樹型、白滝公園溶岩塚

③ 巨樹・保存木

何百年もの長い年月生き続けてきた巨木のことを「巨樹」といいます。良好な景観の形成や野生動物の生息環境、人々の心の拠りどころとなっている巨樹の存在はとても重要であり、市内では 135 本が確認されています。本市では、先人から受け継いだ貴重な財産である巨樹・名木を「保存木」として指定し、保護・保存しています。



### 3-3 外来種

貴重な野生生物の存在を脅かすものとして、外来種の存在があります。「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」では、生態系や人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるおそれのある外来種を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを規制しています。

市内では、11種の特定外来生物が確認されています。また、環境省は、「外来生物法」では規制されていませんが、幅広く生態系などに悪影響を及ぼすおそれのある生物を「生態系被害防止外来種」として選定し、注意を呼びかけており、市内ではセイタカアワダチソウやミシシippアカミミガメなどが確認されています。

市内で確認された特定外来生物

植物	アレチウリ、ボタンウキクサ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、
動物	台湾リス、ガビチョウ、ソウシチョウ、カミツキガメ、ウシガエル、ブルーギル、オオクチバス



特定外来生物

ガビチョウ



生態系被害防止外来種

セイタカアワダチソウ

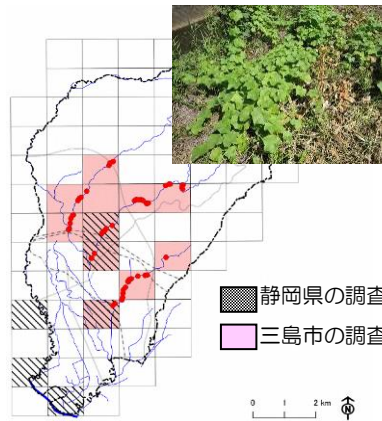


生態系被害防止外来種

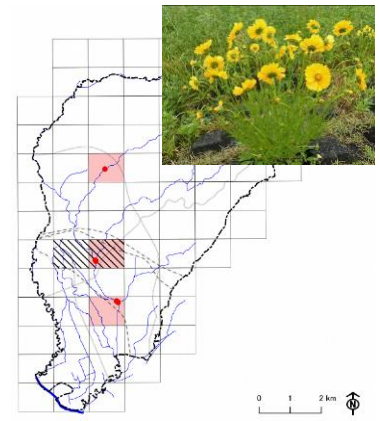
ミシシippアカミミガメ

#### 対策を重点的に行うべき特定外来生物の分布と駆除方法

静岡県が2009（平成21）年度から2010（平成22）年度に行った調査では、アレチウリ、オオキンケイギクなどが市内で確認されました。その後、本市が2002（平成14）年度から2019（令和元）年度に実施した調査では、河川沿いを中心にアレチウリが広く分布しており、河川生態系への影響が危惧されます。



アレチウリ



オオキンケイギク

#### 特定外来生物（植物）の分布

【資料：静岡県特定外来植物生息分布調査報告書、三島市自然環境基礎調査報告書】

##### 【アレチウリの駆除方法】

- 種子散布される前の9月上旬頃までに駆除を実施する（芽生えて間もない5～6月に駆除すると作業が容易である）。
- 春から秋まで発芽するため、1年間に数回駆除を実施すると効果的である。
- 種子に休眠性があることから、数年間継続して駆除を行う必要がある。

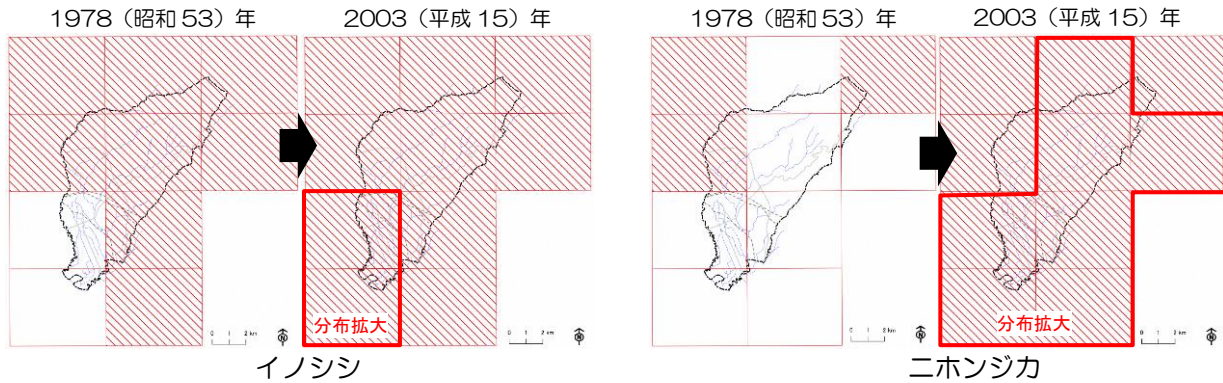
##### 【オオキンケイギクの駆除方法】

- 種子散布される前の5～6月頃に駆除を実施する。
- 刈り取りではなく、スコップやバールなどによって地下部（根系）から抜き取るのが効果的である。
- 種子に休眠性があることから、数年間継続して駆除を行う必要がある。

### 3-4 野生鳥獣

本市では、山間地や住宅地付近などでイノシシ、ニホンジカなどの野生鳥獣による農業被害が深刻化しています。2018（平成30）年度の被害額合計は182.5万円で、イノシシによる被害が最も大きくなっています。2018（平成30）年度における野生鳥獣の捕獲実績は203頭羽で、近年はイノシシ、ニホンジカの捕獲頭数が増加傾向にあります。これは、未収穫作物の放置や耕作放棄地などの増加により、野生鳥獣が生活しやすくなったことが原因として考えられます。

環境省の「自然環境保全基礎調査」の結果を見ると、1978（昭和53）年よりも2003（平成15）年の方が、イノシシ、ニホンジカの分布が拡大していることがわかります。



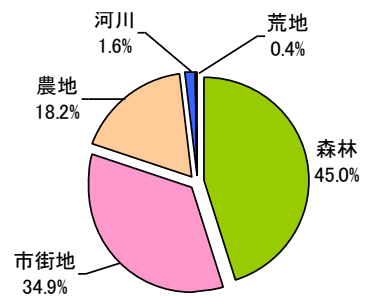
野生鳥獣による生態系への影響が懸念される地域（イノシシ、ニホンジカ）

【資料：環境省・生物多様性ウェブサイト自然環境保全基礎調査】

### 土地利用の変化

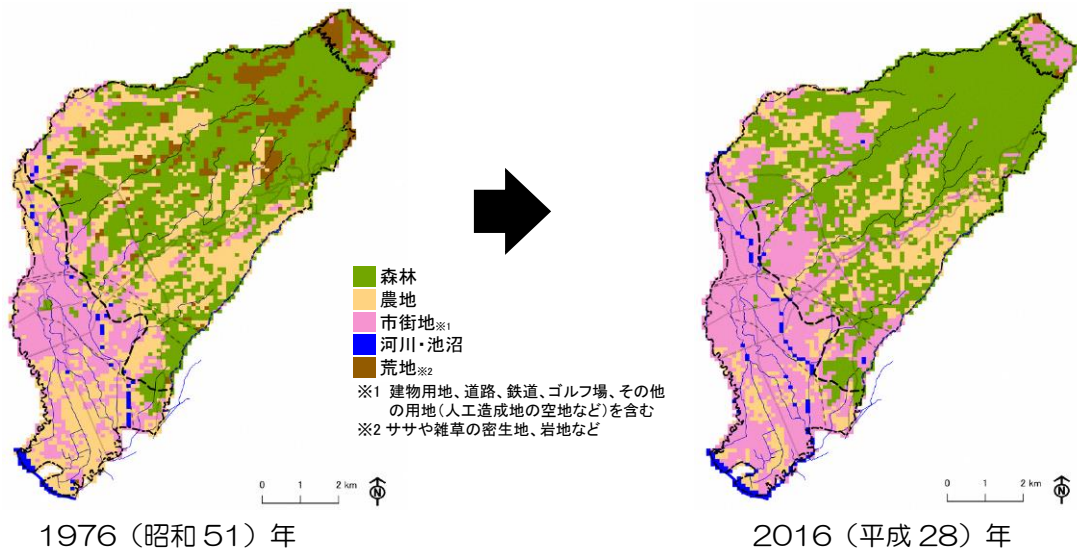
国土交通省の「土地利用細分メッシュデータ」によると、本市における土地利用面積は、森林（45.0%）が約半分を占めており、次いで市街地（34.9%）、農地（18.2%）となっています。

1976（昭和51）年と2016（平成28）年の土地利用面積を比べると、農地から市街地に変化した場所が多くみられます。



土地利用面積  
（2016（平成28）年）

【資料：国土交通省・国土数値情報をもとに作成】

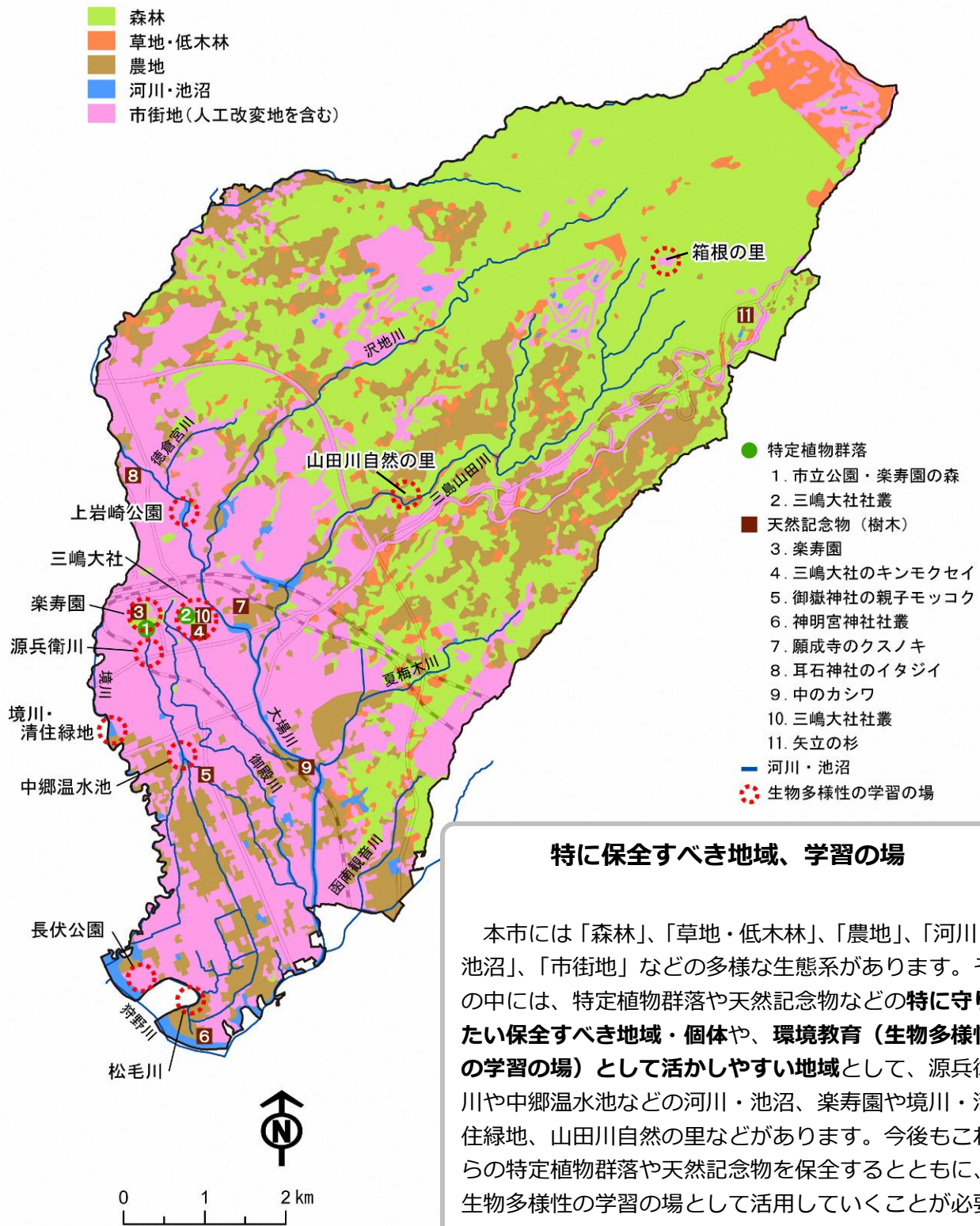




## 第4節 | 生態系区分ごとの現状



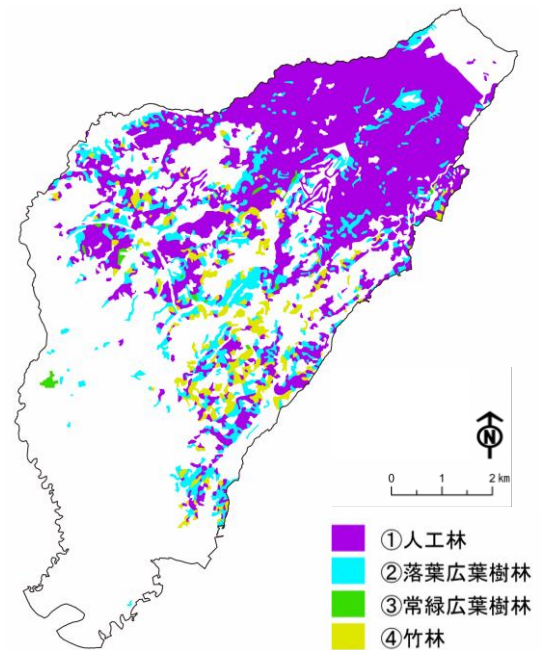
本市の生態系は、主に「森林」、「草地・低木林」、「農地」、「河川・池沼」、「市街地」の5つの区分に分類できます。このうち、「森林」、「草地・低木林」、「農地」の生態系のまとまりは、「里地里山」と呼ばれます。



5つの生態系区分と注目すべき地域

## 4-1 森林

本市に分布する森林には、ヒノキを主体とした人工林、ケヤキやコナラなどの落葉広葉樹林、アカガシなどの常緑広葉樹林、モウソウチクやメダケの竹林などがあります。森林の分布は右図のとおりです。



森林の分布

### ①人工林

人工林は本市の森林で最も広い面積を占めています。特にヒノキの植林地が主体となっていますが、近年では管理不足が課題となっています。林内にはアオキ、モミジイチゴ、スイカズラ、ツリフネソウ、ミョウガ、ハナイカダなどが生育しています。

動物はニホンジカやイノシシ、タヌキなどの哺乳類、トビ、クロツグミ、カケスなどの鳥類などが生息しています。



山中新田



アオキ



モミジイチゴ



タヌキ



クロツグミ

### ②落葉広葉樹林

落葉広葉樹林は、人工林の間に分布する落葉広葉樹を中心とした比較的自然的な高い森林です。植物はケヤキ、シデ類、カエデ類、ホオノキ、クロモジなどが生育し、標高が低くなるにつれてコナラやクヌギなど、いわゆる雑木林を形成します。林内にはヤマツツジ、ヤブツバキなどが生育しています。しかし、近年では県内でも被害が拡大しているナラ枯れ被害が確認されています。

動物はアナグマ、ハクビシン、ツミ、アオゲラ、キビタキ、ヤマアカガエル、ミンミンゼミなどがみられます。コナラやクヌギの樹液にはカブトムシ、ノコギリクワガタなどが集まり、樹洞はムササビやフクロウが利用するなど、多くの動物が生息しています。



笹原新田





クヌギ



アナグマ



キビタキ



カブトムシ

### ③常緑広葉樹林

アカガシ、タブノキ、イヌシデなどの常緑広葉樹林は、本市の森林の中で最も面積は少ないものの、標高 550m 付近の山中城趾にはアカガシが優占する森林が分布しています。現在の森林の多くは人工林として整備されていますが、かつては、アカガシの森林が広く分布していたものと思われます。このほか、林内にはアオキ、シュロ、ヤブニッケイ、ベニシダ、ヤブコウジなどの植物が生育しています。

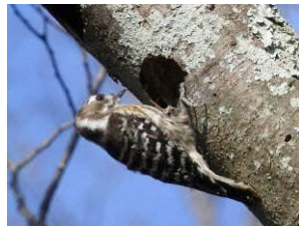
動物はシジュウカラ、コゲラなどの鳥類、アオダイショウ、オカダトカゲなどの爬虫類、アブラゼミ、ヒメジャノメ、ルリタテハなどの昆虫類などが生息しています。



山中城趾



イヌシデ



コゲラ



オカダトカゲ



ヒメジャノメ

### ④竹林

谷沿いなどにモウソウチク林が、狩野川などの河川敷沿いなどにはメダケ林が分布しています。竹林内には、ヤマウルシ、アズマネザサ、ヒサカキ、コ克蘭、フユイチゴなどがみられます。手入れのされていない竹林の内部は暗くて植物も少ないため、竹林内でみられる動物は少ないものの、竹類を餌とするサトキマダラヒカゲ、タケトラカミキリ、ベニカミキリなどが生息しています。



川原ヶ谷



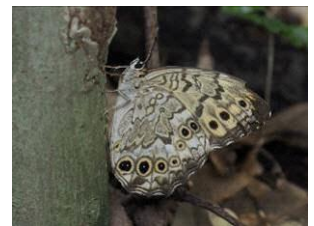
メダケ



ヒサカキ



コ克蘭



サトキマダラヒカゲ



## 4-2 草地・低木林

箱根稜線付近は、ススキ、ハコネアザミ、サワヒヨドリなどが生育する草地や、ハコネダケ、アセビ、イヌツゲ、ウバメガシなどの常緑広葉樹、リョウブ、マメザクラ、ニシキウツギなどの落葉広葉樹からなる低木林が分布しています。

動物は草地にノウサギ、キリギリス、トノサマバッタ、ベニシジミなどが生息しており、ススキやチガヤなどにカヤネズミの球巣がみられます。また、低木の茂みではウグイスやホオジロなどがみられ、低木や背の高い草本の上部にはモズやノビタキなどが止まっていることがあります。



箱根稜線付近



マメザクラ



ノウサギ



トノサマバッタ



ウグイス

## 4-3 農地

水田には、タマガヤツリ、ウキクサなど湿地性の植物がみられますが、近年では市街地化が進むことで水田の面積は大幅に減少しています。このため、デンジソウやアギナシといった戦前の水田に多くみられた植物も絶滅の危機に瀕しています。トノサマガエルなどのカエル類が生息し、それを捕食するコサギやチュウサギなどの鳥類、シマヘビ、ヤマカガシなどのヘビ類もみられます。また、ヘイケボタルやホトケドジョウが確認されている地域もあります。

畑地や果樹園ではモグラ類やアカネズミ、キジ、カワラヒワ、エンマコオロギなどが生息しており、オオタカやチョウゲンボウなどの猛禽類が小動物を捕食するためにやってくることもあります。



梅名



タマガヤツリ



デンジソウ



トノサマガエル



キジ

## 4-4 河川・池沼

市内全域を流れる河川は全て一級河川の狩野川水系に属しており、主要河川は大場川とその支流の沢地川、山田川、夏梅木川です。また、市街地には富士山の湧水を源とする桜川、御殿川、源兵衛川があります。

川沿いには、クスノキ、ケヤキ、ヨモギ、フキ、カラスウリ、ヘクソカズラなどが生育しています。河川内には沈水性植物のヤナギモ、バイカモや抽水性植物のハナショウブ、キショウブ、湿地性植物のセキショウ、ジュズダマ、セリなどが生育しています。

動物は、河川にカワセミ、カジカガエル、アブラハヤ、ゲンジボタル、ハグロトンボなどが生息しており、ニホンウナギ、モクズガニのように川と海を行き来する生活をするものもいます。また、河川上流域ではハコネサンショウウオ、アマゴのように低い水温を好む種がみられます。中郷温水池のような池沼ではカルガモ、コサギなどの水鳥が多く生息しており、コイ、ギンブナ、モツゴなどの魚類や、ギンヤンマなどのトンボ類がみられます。しかし、ミシシippアカミミガメ、ウシガエル、アメリカザリガニのような外来種も生息しており、松毛川ではカミツキガメも確認されています。



源兵衛川



セキショウ



ゲンジボタル



ハグロトンボ



ニホンウナギ

## 4-5 市街地

市街地には、三嶋大社の社叢や楽寿園をはじめとした緑地などの緑が点在しています。これらの場所にはケヤキやクスノキ、クロガネモチなどの巨樹・巨木が生育しており、シジュウカラ、コゲラ、アブラゼミなど様々な動植物のすみかとなっています。また、市街地を流れる源兵衛川などの水辺にも、多くの生物が生息・生育しています。

市街地では、民家の軒先などに営巣するツバメのように、人の生活にうまく適応して生活している動物もいます。



三嶋大社



ケヤキ



クスノキ



アブラゼミ



ツバメ

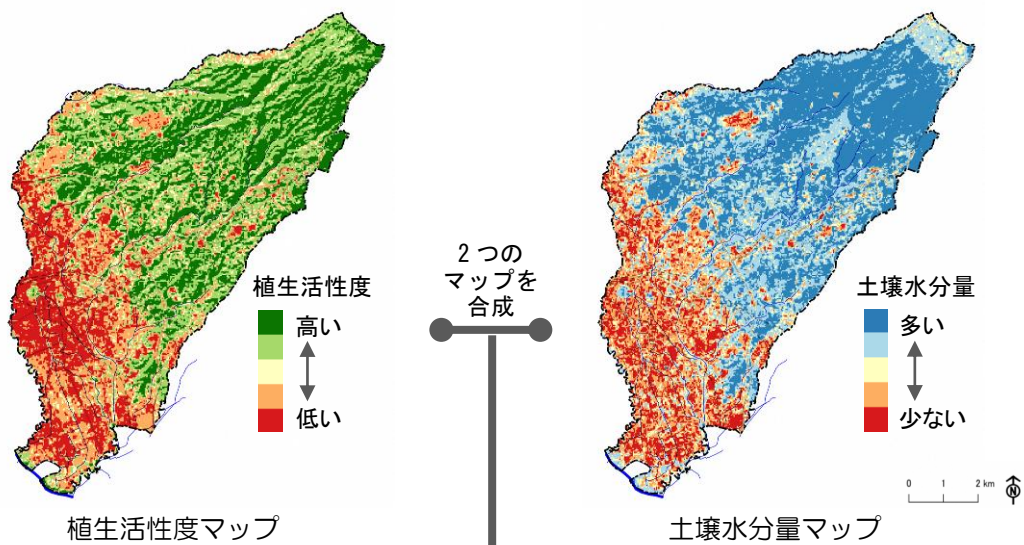


### 水源かん養の重要度が高い地域

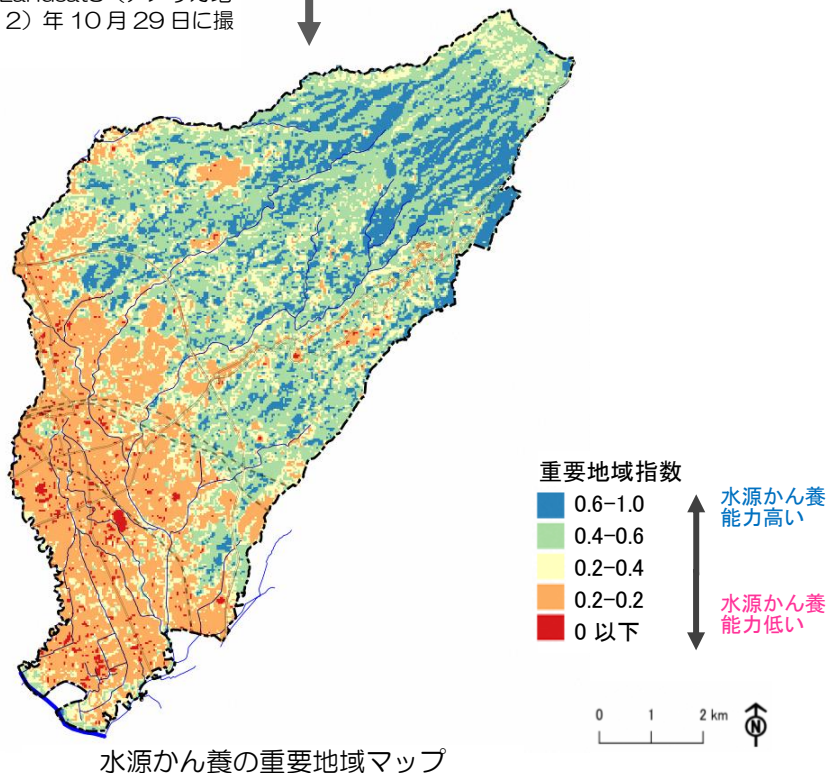
本市の水源かん養の重要地域を可視化するため、衛星画像解析により作成した「植生活性度マップ」と「土壌水分量マップ」を重ね合わせて、「水源かん養の重要地域マップ」を作成しました。

植生の活性度が高く、土壌水分量が多い地域を、水源かん養の重要度が特に高い地域（重要地域指数 0.6-1.0 ■）として抽出したところ、標高 300m 付近から標高 800m 付近までにまとまって分布していることがわかりました。この範囲は人工林を中心とする植生が成立しており、本市の水源かん養にとって、より重要性の高い地域といえます。

しかし、近年、森林所有者の高齢化や木材価格の低迷のため、人工林に対して人の手が十分に行き届かなくなっています。このため、森林整備の充実による人工林の健全化を図ることが重要です。また、水源かん養の重要度が高い地域については、林地開発をなるべく抑制して、健全な森林として維持し続けることも重要です。



注) 衛星画像は、地球観測衛星 Landsat8 (アメリカ地質調査所) が 2020 (令和 2) 年 10 月 29 日に撮影したデータを使用





第5節 | 生物多様性の保全・利用に向けた取組



生物多様性を次世代に引き継いでいくために、①知る、②守る、③活かす、④協働・共創する の4つの視点から、それぞれに目標を定め、取組を推進していきます。

三島市生物多様性地域戦略  
生物多様性の保全と持続可能な利用

①知る

【目標】  
生物多様性の  
理解を  
深める

②守る

【目標】  
生物多様性を  
未来へ  
守り育てる

③活かす

【目標】  
生物多様性の  
持続可能な  
活用をする

④協働・共創する

【目標】 生物多様性の保全をみんなで考え、取り組む

①知る（生物多様性の理解を深める）

項目	取組
生物多様性の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●三島市の自然資源を生物多様性の恵みとしてPRし、観光や産業と生物多様性の関わりについて啓発します。</li> <li>●「静岡県版レッドデータブック」などに掲載されている絶滅のおそれのある種を含む重要種について、どのような種が生息・生育しているか周知啓発します。</li> <li>●森林のもつ水源かん養機能、山地災害防止・土壌保全機能、生物多様性保全など公益的機能の普及に努めます。</li> <li>●自然環境基礎調査の成果を、小学生向けの環境読本や市のウェブサイトに掲載し、市域の生態系について広く情報発信します。</li> </ul>
外来種の周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定外来生物等の調査・監視、駆除に関わる勉強会の実施や「外来生物法」の周知啓発を行います。</li> </ul>
自然観察会・イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生物多様性に関する講演会などを開催します。</li> <li>●楽寿園や箱根の里などにおいて、自然観察や体験学習など自然とのふれあいイベントを実施します。</li> </ul>
市域の生態系の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然環境基礎調査を実施し、市域の生態系の変化を把握します。</li> </ul>

②守る（生物多様性を未来へ守り育てる）

項目	取組
生物の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 絶滅のおそれのある希少種や貴重種などの保護を推進します。</li> <li>● 特定植物群落や天然記念物の保護・管理を支援します。</li> <li>● 市民や事業所からの募金による「ふるさとの緑保全基金」を活用し、市内に残された貴重な樹林地や巨樹などを保全・管理します。</li> <li>● ふるさとの保存木や桜の名所など、貴重な緑を大切に保護・保全します。</li> <li>● 「鳥獣保護管理法」に基づく鳥獣保護区の保護や、野生鳥獣に対する対策を推進します。</li> </ul>
河川や水資源の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水辺の緑地の適正管理、及び水資源の持続的な利用を推進します。</li> <li>● 水源かん養の取組や地下水保全に関する啓発活動を黄瀬川流域全体で効果的に行うため、県や近接市町・上流市町との連携強化に努めます。</li> <li>● 黄瀬川地域地下水利用対策協議会（沼津市、三島市、清水町）による定期的な地下水水位の観測、井戸の掘削の届出指導により、地下水の保全を図ります。</li> <li>● 雨水浸透マスなどの設置を支援し、地下水かん養を図るとともに、雨水貯留施設を普及し、家庭での節水を推進します。</li> <li>● 河川の改良・維持管理において、生物多様性に配慮した多自然川づくりを推進するほか、維持管理作業時に外来種の駆除を行います。</li> <li>● 生活排水による水質汚濁を防止するため、公共下水道を計画的に整備し、下水道への接続を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置などを支援する。</li> <li>● 定期的に河川や地下水の水質調査を実施します。</li> </ul>
森林の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「森林経営計画」による森林の効率的な施業や適切な保護、森林経営管理制度の活用による間伐面積の拡大などにより、健全な森林の育成・保全に努めます。</li> <li>● 針葉樹の人工林を間伐し、広葉樹の植栽を推進します。</li> <li>● 放置竹林の拡大・侵入を防止するため、竹林の間伐・皆伐を推進するとともに、竹破碎機の貸出しの実施、竹林やチップの活用方法の検討を行います。</li> <li>● ナラ枯れの現況調査や対策を実施します。</li> </ul>
農地の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「山田川自然の里・佐野体験農園」において市民農園等の維持管理を行います。</li> <li>● 耕作放棄地の解消や担い手への農地の斡旋などを行います。</li> <li>● 荒廃農地の再生、土壌改良を実施する農業者などを支援します。</li> <li>● 農地、農業用水などの資源や農村環境の保全と質的向上を図る多面的機能支払対策事業を推進します。</li> <li>● 認定農業者の育成・確保を行うとともに、新規就農者の受入体制を強化し、新たな担い手の確保に努めます。</li> <li>● 透排水性の向上と作土の若返りのための圃場土壌保全事業を実施し、土層の改善を図ります。</li> </ul>
市街地の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県と連携しながら生活と自然環境が調和する「豊かな暮らし空間創生」を推進し、市街地の生物多様性の向上を図ります。</li> <li>● 公園や街路などの緑化を推進します。</li> </ul>
開発行為の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「静岡県自然環境保全条例」に基づく開発行為（1ha以上）について、県の指導に基づく重要種調査及び保全対策を行うように事業者へ指導します。</li> </ul>

### ③活かす（生物多様性の持続可能な活用をする）

項目	取組
自然観光資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伊豆半島ジオパークのジオサイトである楽寿園・源兵衛川などの美しい景観、自然環境や歴史文化を活用したエコツーリズムを推進します。</li> <li>●農業水利施設の保全、環境・景観形成等を図るため、大溝川から松毛川にかけての遊歩道やポケットパーク、修景等の整備を推進します。</li> </ul>
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●箱根西麓三島野菜やその他の地場農畜産物のブランド化を推進し、6次産業化の促進により、地場農畜産物の付加価値を高めます。</li> <li>●安全・安心な農産物の供給のため、環境にやさしい農業を推進し、有機農業やGAPなどの取組を推進します。</li> </ul>
間伐材の利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●間伐材を利用した木製品の提案や公共施設での利用など、間伐材の多様な利用を促進します。</li> </ul>
エコカル消費の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生物多様性に配慮したフェアトレード、FSC（森林管理協議会）、MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）などのエコラベルの周知啓発を図ります。</li> </ul>

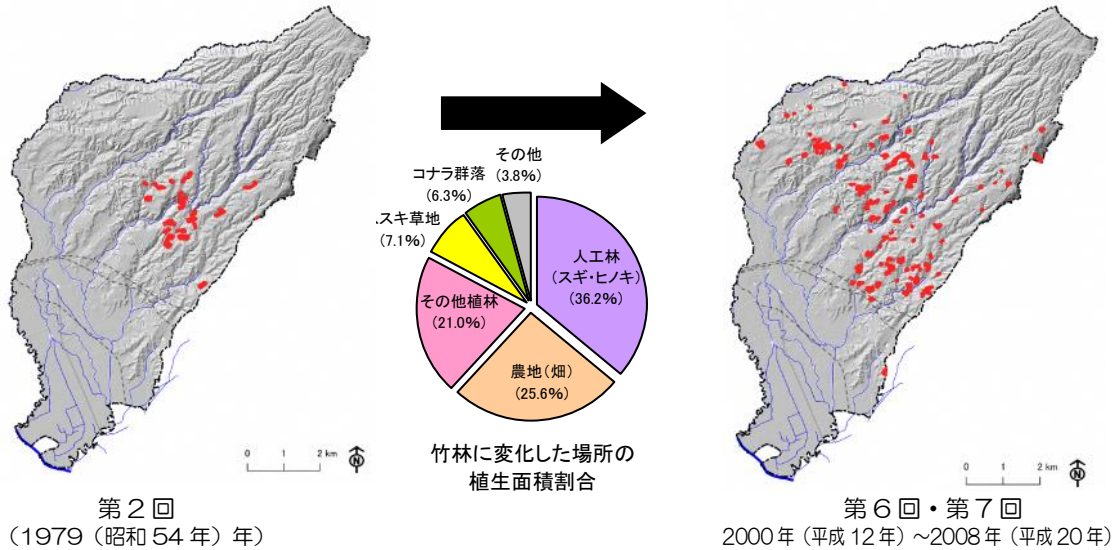
### ④協働・共創する（生物多様性の保全をみんなで考え、取り組む）

項目	取組
市民・事業者による緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●街中の緑化推進のため、屋上・壁面緑化設置者に対し、補助金を交付します。</li> <li>●緑のカーテンを普及させるため、種子の無償配布やコンテスト等を実施します。</li> </ul>
自然観察会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川水生生物観察会、野鳥観察会などの自然観察会を実施します。</li> </ul>
有害鳥獣の駆除	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県と連携した狩猟免許の資格取得、狩猟者登録を奨励するとともに、猟友会と連携し、有害鳥獣を駆除・制御します。</li> </ul>
ボランティア団体等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人と森林との関わりなどへの理解を深めるため、ボランティア団体などを育成・支援するほか、森林塾の開催などにより森林教育を推進します。</li> <li>●自然にふれる機会や農業に親しむ食農体験を実施するとともに、里地里山景観などを保全し活用するボランティア団体などの育成・支援を推進します。</li> <li>●三島地区環境保全推進協議会など環境保全団体と連携して、環境講演会や環境保全活動を実施します。</li> </ul>



## 竹林の変化

環境省の「自然環境保全基礎調査」の第2回調査と第6・7回調査の結果を比較すると、本市の竹林の分布面積は約2.5倍に増加しました。また、竹林の分布個所も広範囲に広がっています。竹林に変化した場所の多くは、人工林や農地の手入れが行き届かなくなった場所であることがわかります。



### 竹林の変化

【資料：第2回自然環境保全基礎調査（植生調査）（1979年（昭和54年））  
第6回・第7回自然環境保全基礎調査（環境省、2000年（平成12年）～2008年（平成20年））より作成】

## 生物多様性に関するエコラベル

生物多様性に配慮した製品などを示すエコラベルとしては以下のようなものがあります。これらのエコラベルを積極的に選ぶことで、生物多様性の保全につながります。

### FSC：森林管理協議会



環境や地域社会に配慮して、管理・伐採が行われている森林から生産された木材・木材製品であることを認証するマーク。

### SGEC：緑の循環認証会議



日本で持続可能な森林経営を行っている森林を認証し、認証を受けた森林から作られる生産物であることを証明するマーク。

### レインフォレスト・アライアンス



生態系の保護、水源や土壌の保全、労働者の生活向上などの基準を満たした認証農園産の農産物に付けられるマーク。

### マリン・エコラベル・ジャパン



資源管理と生態系への影響に配慮している漁業で獲られた水産物に付けられるマーク。

### MSC：海洋管理協議会



持続可能で環境に配慮している漁業で獲られた水産物に付けられるマーク。

### 国際フェアトレードラベル機構



公平な貿易、労働条件や生産地の環境保全を目的に、持続可能な生産と生活に必要な価格を保証する製品を認証するマーク。